

令和4年9月8日

町内小中学校保護者 様

大口町教育委員会
教育長 長 屋 孝 成

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について

日頃より、保護者の皆様には、学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応にご理解ご協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

令和4年9月7日に、新型コロナウイルス感染症患者に対する療養解除基準について国の方針が示されました。児童生徒の成長に欠かせない場である学校での教育活動をできる限り継続し、国・県の知見を踏まえた方針を基にしつつ、下記のように実施していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

○お子様が新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者等となった場合の対応について

(1) お子様が「陽性者」となった場合

- かかりつけ医、保健所の指示に従い、療養してください。

症状がある場合

発症日の翌日から7日間の療養で8日目から登校可。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日								検査なし で登校可

症状がない場合

基本7日は発症日の翌日から7日間の療養で8日目から登校可。

ただし、5日目に検査キットで陰性を確認した場合は6日目から登校可。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日					検査 (陰性)	5日目の検査 (陰性)登校可		検査なし で登校可

(2) お子様「濃厚接触者」となった場合

- かかりつけ医、保健所の指示にしたがってください。

陽性者との接触最終日の翌日を1日目として原則5日間経過で登校可。

4日目及び5日目に抗原検査で陰性が確認された場合は、5日目から登校可

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
陽性者との最終接触日				検査(陰性)	検査(陰性)	検査なしで登校可
					4, 5日目の検査(陰性)登校可	

(3) お子様「濃厚接触者の疑い」がある場合（陽性者と接触があったが、濃厚接触者と判定がされない場合）

- 抗原検査で陰性確認をしてから、登校するようにご協力ください。

(4) お子様の同居家族が、事業所等で感染者との接触から出勤を控える指示があった場合

- 抗原検査で陰性確認をしてから、登校するようにご協力ください。

● (1) から (4) の場合、抗原検査キットの支給を希望される方は学校へご連絡ください。

● 学校職員につきましても、上記 (1) ~ (4) の陽性者、濃厚接触者等になった場合、一定の期間療養や自宅待機となります。他の職員で協力し対応にあたります。